

第4次経営改善計画

令和7年度～令和11年度

令和7年4月1日



公益財団法人千葉市文化振興財団

目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の考え方	
	（1）策定の方針	2
	（2）計画の位置づけ	2
	（3）計画の期間	2
3	経営方針	
	（1）基本理念	3
	（2）経営方針	3
4	現状	
	（1）財団の概要	4
	（2）評議員、役員及び職員の数	4
	（3）組織・人事の状況	4
	（4）事業の状況	5
	（5）財務の状況	7
5	経営改善に向けた課題と取組	
	（1）組織・人事	8
	（2）事業	9
	（3）財務	10
6	その他の取組	10
7	経営改善スケジュール	
	（1）組織・人事	12
	（2）事業	12
	（3）財務	13
	（4）その他の取組	13

1 計画策定の趣旨

千葉市文化振興財団は、昭和48年の千葉市民会館の開館に伴い、施設を管理運営する団体としてスタートしました。その後、千葉市の行政を補完する組織として、千葉市にふさわしい文化の創造に向け、市民文化の向上、地域文化の振興、男女共同参画社会の形成促進に資する事業を展開することで、いきいきとした個性豊かな市民文化の形成に寄与するため、重要な役割を担ってまいりました。

財団設立から現在に至るまで、社会情勢が大きく変化していく中で、状況に応じた経営に努めるため、平成18年4月に経営改善計画をスタートしました。さらには時期ごとの課題に対応するため、平成22年からの第2次計画では、新たに施行された公益法人制度への対応、平成28年からの第3次計画では、千葉市による包括外部監査結果への対応に努めるなど、時期ごとの社会状況に合わせた事業展開を図るため、経営改善に向けた計画の見直しを図ってまいりました。

特に、第2次計画では、新たな公益法人制度に関わる3法の施行に伴い、法人の公益性と透明性をより一層高めるため、公益財団法人の移行認定を受けました。また、第2次計画期間中の平成25年度には、千葉市の指針に基づく「外郭団体の今後の方向性の検討結果」が示され、千葉市の関与のあり方が再整理されたほか、平成26年度には、千葉市外郭団体を対象とした「千葉市包括外部監査」が実施されました。

第3次計画では、これらに対応するため、法人の運営を始め、指定管理事業、千葉市補助事業の見直しを図るなど、経営改善に努めてまいりました。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の流行により、各種の公演が計画どおり実施できなくなったほか、市民会館や文化センターの施設利用が制限されるなど、想定外の問題により、財団の運営に大きな影響を及ぼしました。

このような状況を受け「第4次経営改善計画」の策定にあたって、最も重要な視点として、令和6年3月に定められた「第3次千葉市文化芸術振興計画」及び、令和5年にスタートした「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」を踏まえた積極的な取組をはじめ、令和7年度に改正される「公益法人制度改革」への対応など、当財団の役割と責務を果たす計画としました。（令和7年3月）

2 計画策定の考え方

(1) 策定の方針

「千葉市外郭団体の組織、運営等のあり方に関する指針」を踏まえ第4次「経営改善計画」では、今後の財団の理念及び目標・経営方針など、中長期的な将来を見据えたものとして、経営の柱である組織・人事、事業、財務の3分野について、現状における課題を抽出し、それぞれの課題解決に向けた取組と具体策を提示します。

(2) 計画の位置づけ

令和6年3月に策定された「第3次千葉市文化芸術振興計画」及び令和5年にスタートした「第5次千葉市男女共同参画ハーモニープラン」、令和7年4月に改正予定の新たな公益法人関連法などに基づいた、当財団の経営改善に向けての課題、具体的な取組、数値目標、計画期間のスケジュールを明確にすることで、財団の自主自立に向けた計画とします。

(3) 計画の期間

令和7年度から令和11年度まで

3 経営方針

(1) 基本理念

千葉市にふさわしい文化の創造に向け、市民文化の向上、地域文化の振興、男女共同参画社会の形成促進に資する事業を展開し、もっていきいきとした個性豊かな市民文化の形成に努めます。

(2) 経営方針

財団の基本理念を実現する経営方針を次のとおり定めます。

- ① すべての市民が文化の魅力を知り、文化を享受できるよう積極的、計画的に事業展開し、千葉市の魅力を高めます。
- ② すべての市民が個人として尊重され、お互いに対等な立場であらゆる分野に参画する機会が確保され、責任を分かち合う社会の実現を目指します。
- ③ 個性豊かな文化を市民と協働で創造し、千葉市の活力を高めます。
- ④ 多様化複雑化する市民のニーズを的確に捉え、市民の満足度を高めるサービスに努めます。
- ⑤ 公平で安定した事業展開や特色のある魅力的な施設運営ができるよう経営基盤を強化し、効率的・効果的な財団経営に努めて自主自立を目指します。

4 現状

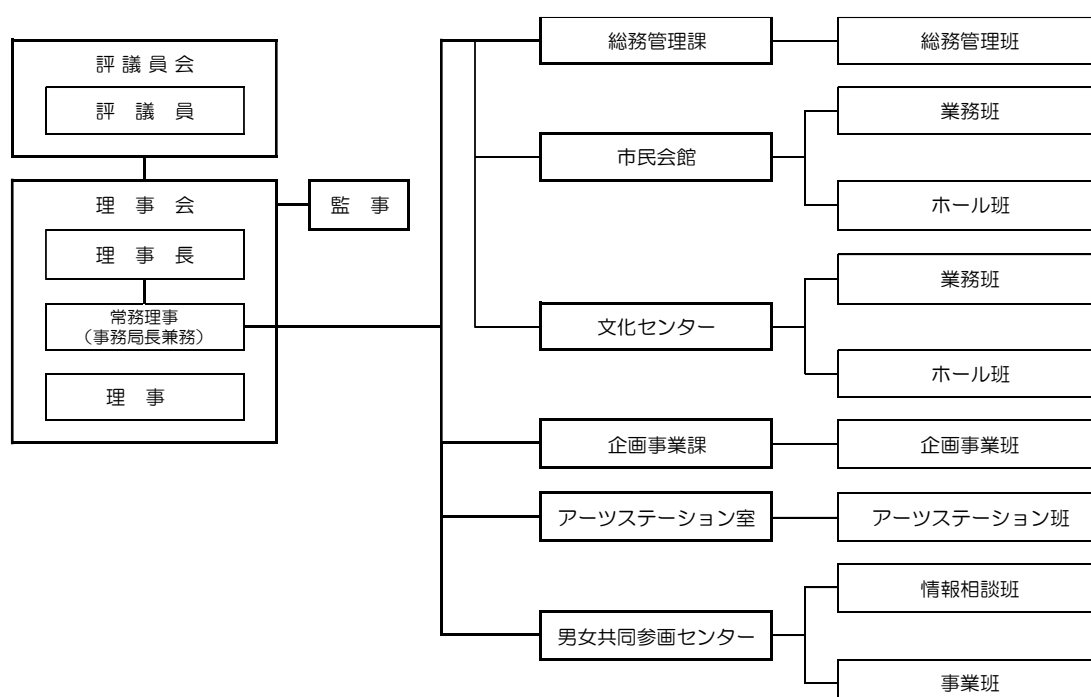
(1) 財団の概要

設立年月日	昭和 48 年 2 月 13 日	基本財産	2,000 万円 (市出捐金 2,000 万円)
設立目的	千葉市にふさわしい文化の創造に向け、市民文化の向上、地域文化の振興、男女共同参画社会の形成促進に資する事業を展開し、もっていきいきとした個性豊かな市民文化の形成に寄与することを目的とする。		
所在地	千葉市中央区中央 2 丁目 5 番 1 号		
ホームページ	https://www.f-cp.jp		

(2) 評議員、役員及び職員の数（令和 7 年 1 月末現在）

	常勤	非常勤	計
評議員	—	7 人	7 人
役員	理事長 1 人 常務理事 1 人	理事 5 人 監事 2 人	9 人
職員	正規職員 27 人 再雇用職員 3 人 契約職員 9 人	嘱託職員 2 人 非常勤職員 21 人	62 人

(3) 組織・人事の状況



財団の組織は、令和7年1月現在、評議員7名からなる評議員会、理事7名と監事2名からなる理事会及び事務局で構成され、理事7名中、行政経験者は4名おり、うち常勤理事として理事長、常務理事の2名が置かれています。

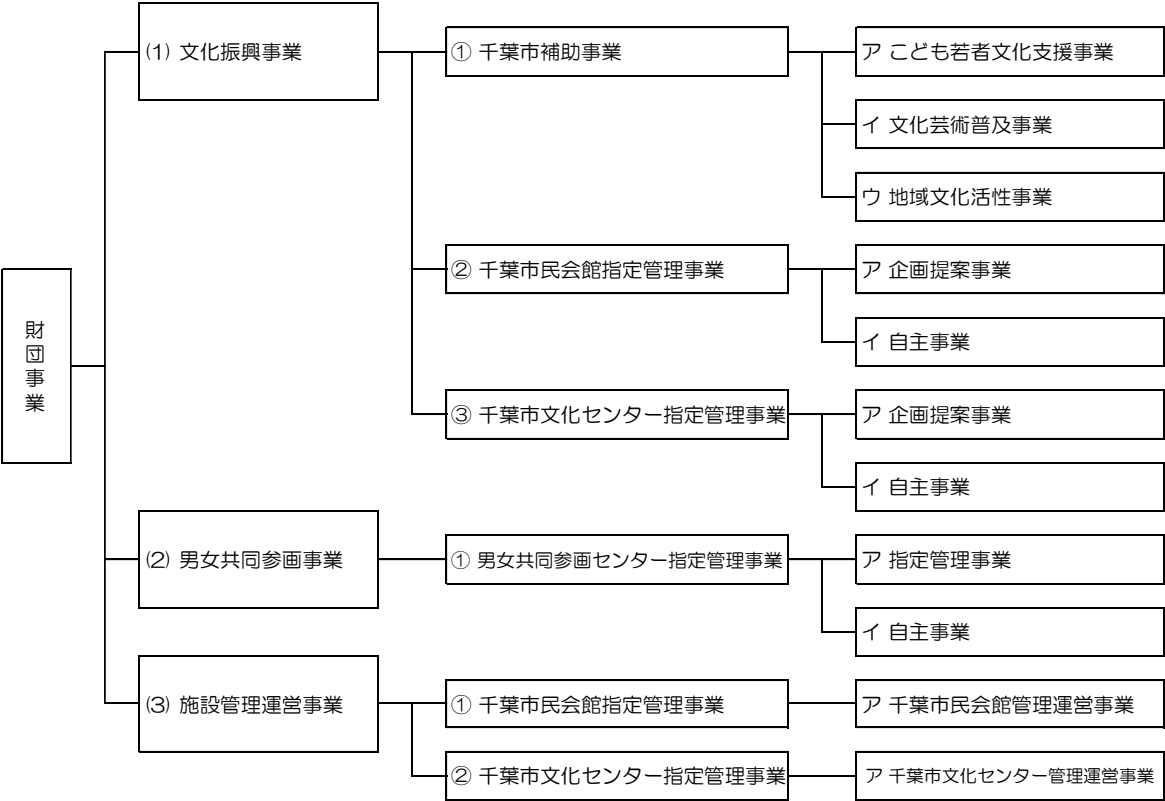
事務局の常勤職員は、正規職員27名、再雇用3人、契約職員9名の39名で構成され、2課1室9班体制により、事務局長の下に総務管理課を置き財団全体の経営を管理するとともに文化施設2施設、男女共同参画施設1施設を監督します。さらに、企画事業課において財団の文化事業を総括するとともに、アーツステーション室を設置し、文化事業の実施において、より一層の体制強化を図るほか、男女共同参画センターにおいては、2班体制により男女共同参画事業の推進を図ります。

職員研修については、全国公立文化施設協会の研修による「アートマネジメント能力」の向上をはじめ、千葉市外郭団体等連絡協議会の各種研修へ積極的に参加するほか、日々の業務においてOJTに取り組むことで後進の育成とコミュニケーションの向上につなげ、職員のモチベーションアップと専門性の向上に努めています。

(4) 事業の状況

ア 事業概要

当財団の事業概要は下表のとおりです。



イ 事業実施状況

(ア) 文化振興事業

文化芸術によって、人を、暮らしを、街を豊かにし、誇りある郷土を構築するため、当財団では市民のみなさまに質の高い舞台公演の鑑賞機会を提供するとともに、市民・行政と協働した文化芸術活動及び文化芸術情報の提供により市民文化の向上に努めてまいりました。

令和7年度以降予定する事業は次のとおりです。

＜補助事業＞千葉市の補助金を充当して行う文化事業

- ◎こども若者文化支援事業
- ◎文化芸術普及事業
- ◎地域文化活性事業

＜企画提案事業＞指定管理料を財源とする文化事業

【千葉市民会館】

- ◎鑑賞・参加体験事業 など

【千葉市文化センター】

- ◎鑑賞・参加体験事業
- ◎協働・発信事業
- ◎支援・育成事業
- ◎千葉文化創造事業 など

＜自主事業＞財団の独自財源で実施する文化事業

- ◎共催事業

(イ) 男女共同参画事業

男女共同参画センターを拠点に男女共同参画意識を醸成し、普及・啓発を図る事業を展開しています。

＜指定管理事業＞

- ◎調査・研究事業 ◎研修・学習事業
- ◎相談事業 ◎交流・啓発事業
- ◎情報収集・提供事業

＜自主事業＞財団の独自財源で実施する事業

- ◎男女共同参画センター講座事業 など

(ウ) 施設管理事業

千葉市より指定を受け、市民の文化芸術鑑賞の中心的役割を担う千葉市民会館、文化芸術の拠点施設である千葉市文化センター並びに男女共同参画社会形成の推進拠点である千葉市男女共同参画センターの適切な管理運営に努めてまいります。

特に、千葉市民会館については、建設から50年を超え老朽化が進んでいるが、建替えの時期が未定であるため、その間は、継続的な施設利用を可能とするため、施設の適切な維持管理に努めます。

(5) 財務の状況

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市指定管理料	523,519,813	499,567,000	501,517,800
市補助金	31,637,780	33,339,676	33,512,790
収益計	669,445,277	677,935,198	690,215,919
費用計	666,234,802	681,500,255	691,961,430
当期正味財産増減額	3,210,475	△ 3,565,057	△ 1,745,511
総資産	676,900,261	653,103,418	607,279,262
総負債	530,284,870	510,053,084	465,974,439
正味財産	146,615,391	143,050,334	141,304,823

千葉市の指定管理料等を除く財団の主な自主財源は、施設の利用料金とそれに付随する物品等取扱手数料及び公演の入場料、共催事業による入場券販売手数料などです。

利用料金や物品等取扱手数料は、施設の利用状況により変動するため、ご利用いただくお客様の目線に立った利用者サービスの向上、料金体系の工夫により利用率・収入アップに努力しています。

また、公演の入場料収入は、多くの入場者を得るため、市民のニーズを把握し、適切な時期と場所で開催することで収益アップに努めています。

なお、共催事業による入場券販売手数料については、主体である主催団体の入場券販売の占める割合が大きいため、確実な収益を見込むことが難しい状況です。

5 経営改善に向けた課題と取組

(1) 組織・人事

課題	取組
公益財団法人として、公益法人制度改革への対応が求められます。	「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正に合わせ、改正後の法律を遵守し、透明性と信頼性の高い組織づくりに努めます。
令和7年1月末現在の常勤職員は、正規職員27名、再雇用・契約職員12名の計39名です。 しかしながら、職員の高齢化が進んでおり、今後、退職者が増えていく中、既存の職員に代わる新たな人材の確保が必要です。	退職者に代わる新たな職員の採用においては、文化事業や男女共同参画事業を推進するに相応しい人材を発掘するため、新卒者から職務経験者まで、幅広い年齢層を対象とした採用試験により、人材の確保に努めます。
既存の職員の高齢化に伴う、若手職員へのノウハウの継承が、急務です。	定年年齢を65歳に引上げ、既存の職員が持つ知識・技術・経験などのノウハウを若手職員に継承する時間を確保することで今後の財団を担う人材育成の充実を図るとともに安定した組織力の維持、向上に繋がります。
職員が継続して業務に取り組めるようモチベーションの向上を図る必要があります。	正規職員は目標申告やチャレンジシートなどの人事考課制度により、職員一人ひとりが能力を最大限に開発・活用することで組織の活性化と財団運営の効率化を図ります。
	外部研修への積極的な参加を始め、各職場におけるOJTによる人材育成など職員間のコミュニケーションの向上を図ることで、組織の活力、専門性の向上、職員のモチベーションの高揚につなげ、多様化・複雑化する市民のニーズに応えます。

(2) 事業

課題	取組
少子高齢化や人口の減少など社会情勢の変化、時代の変化に対応し、将来を見据えた長期的な事業展開を図る必要があります。	様々な年齢層を意識した文化芸術事業を実施し、時代の変化に即した事業展開を図ります。
充実した文化振興事業を推進するため、新たな財源の獲得が必要です。	文化振興事業の推進のため、国などの文化芸術に係る助成金の申請や企業などからの協賛を募ります。
第3次千葉市文化芸術振興計画の基本目標を踏まえ、計画的に文化振興事業を展開する必要があります。	第3次千葉市文化芸術振興計画に沿った体系的、計画的な文化振興事業を展開し、継続的な取組を推進します。 ア. あらゆる市民が身近な場所で文化芸術に触れられるよう多様なジャンルの鑑賞・体験事業を企画し実施します。 イ. 市民が求める文化芸術情報を幅広く収集し、定期的に発信します。 ウ. 未来の文化芸術の担い手となる子どもや若者が継続して文化芸術に親しめる事業を企画し実施します。 エ. 当財団の持つノウハウやネットワークを活かし、文化芸術団体のほか、他分野の団体と連携した事業を実施します。 オ. 千葉市ならではの新たな文化芸術を創造するため千葉市の資源を活かした事業を企画し実施します。 カ. アーティストバンクちばの登録アーティストが千葉市で活躍できるよう文化芸術活動の支援を行います。 上記の取組みを通して、市民のまちへの誇り、愛着、共感を生み、自ら積極的に関わるとする気持ち（シビックプライド）の醸成に繋がります。

課題	取組
男女共同参画を推進するため、総合的な事業展開を図る必要があります。	男女共同参画施策を推進するための拠点施設として、第5次千葉市ハーモニープランに基づき男女共同参画社会の形成に関する各種事業を展開します。
男女共同参画に関する団体や市民の活動を支援、協働と連携を進める必要があります。	ア．拠点施設としての男女共同参画センターの機能を十分に活かした事業を行うとともに、市内各区の公共施設等でアウトリーチ事業を実施します。 イ．市民、市民団体の男女共同参画に関する自主的な活動を支援するとともに、男女共同参画社会実現のための人材育成に努め、センター事業に積極的に参加・協働できるよう工夫します。

(3) 財 務

課題	取組
公益法人制度改革に伴う、新たな公益会計基準への対応が求められます。	新たな公益法人会計基準の施行に伴い、より効果的で透明性の高い財務会計基準に対応します。
文化施設は利用料金制度を導入しているため、安定した利用料金収入の確保を図る必要があります。	利用料金の割引制度の見直しを図ることで、施設利用の促進に努めるとともに、利用料金収入の増収に繋がります。

6 その他の取組

(1) 適正な法人運営

千葉市の外郭団体として公益法人制度改革以外においても関係する各種法令を遵守し、適正な法人運営に努めます。

(2) コンプライアンスの徹底

公益財団法人としてのコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図るため、関係法令等の講習会、研修会に積極的に参加し法令等の適正な運用に努めます。

(3) 透明性・公平性の確保

財団の事業計画・予算及び財務諸表等をホームページ等で情報公開し、財団の経営や組織についての透明性を確保し、市民の信頼度を高めます。

また、事業運営については、千葉市の所管課との協議により企画実施するほか、アンケート調査の結果など、広く意見を取り入れることで、透明性と公平性を確保するよう努めます。

(4) 個人情報の保護

個人情報保護法、千葉市指定管理者等及び出資等法人個人情報保護事務処理要領、千葉市指定管理者等個人情報保護規程及び公益財団法人千葉市文化振興財団個人情報保護規程を遵守します。

また、職員研修を実施して情報管理を徹底します。

(5) 危機管理

財団独自に策定した危機管理マニュアルを職員が確実に身につけ緊急時・非常時に常に予期した対応が出来るよう徹底します。

(6) 環境への配慮

節電・節水対策を徹底し、環境への負荷を低減することで、エネルギーの削減に努め、SDGsの目標に貢献します。

(7) 広報体制の拡充

ホームページやSNSを活用して主催・共催事業を発信するほか、市内で活躍するアーティストの紹介や市内の文化芸術情報等を収集して市民に提供します。

また、アーツステーションにおいては、アーティストバンクちば登録のアーティストの周知に努めるとともに、地域のイベントに斡旋を行うなどICTを活用した広報により、アーティストの文化芸術活動の活性化を図ります。

(8) 市民サービスの拡充

文化芸術事業における公演チケットなどを、市民がより予約、購入しやすいよう、購入方法の多様化に努めます。

また、市民満足度の向上のため、アンケート調査などから広く意見を取り入れ、施設利用者及び各種の情報を求める方へ、わかりやすく容易にサービスが提供できるシステムを構築していきます。

7. 経営改善スケジュール

(1) 組織・人事

取組項目	現状	目標	R7	R8	R9	R10	R11
公益法人改革への対応	旧制度 実施	実施	新制度 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
人材の確保	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
定年年齢の段階的引き上げ	一部実施 61歳	65歳 (R13)	62歳	⇒	63歳	⇒	64歳
人事考課制度の充実	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
職員研修の実施	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(2) 事業

取組項目	現状	目標	R7	R8	R9	R10	R11
様々な年齢層を意識した文化芸術事業の実施	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
文化芸術事業推進のための助成金等の活用	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画アの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画イの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画ウの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画エの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画オの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第3次千葉市文化芸術振興計画カの対応	一部実施	実施	一部実施	実施	⇒	⇒	⇒
第5次千葉市男女共同ハーマニープランアの対応	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
第5次千葉市男女共同ハーマニープランイの対応	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

(3) 財務

取組項目	現状	目標	R7	R8	R9	R10	R11
新公益法人会計への対応	H20会計 基準	実施	H20会計 基準 (経過措置)	⇒	⇒	R6会計 基準	⇒
安定した利用料金収入の確保	実施	拡充	検討	拡充	⇒	⇒	⇒
利用料金割引制度の拡充	実施	拡充	検討	拡充	⇒	⇒	⇒
市民会館施設稼働率 (59%以上)	67.6% (R5)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
文化センター施設稼働率 (45%以上)	46.8% (R5)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
安定した入場料等収入の確保	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
実演芸術公演の実施 (31本以上)	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

※数値目標については、時期ごとの指定管理事業の基準による。

(4) その他の取組み

取組項目	現状	目標	R7	R8	R9	R10	R11
適正な財団運営	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
関係法令の講習・研修	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
透明性・公平性の確保	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
個人情報保護の徹底	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
危機管理マニュアルの徹底	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
環境への配慮	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
広報体制の拡充	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
市民サービスの拡充	実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒